

## <日進市認知症地域支援シンボルマーク取り扱い>

### ●はじめに

日進市では、認知症の方やご家族を支え、認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを目指しています。そのために、相談窓口の充実や周知、関係機関との連携強化を通じて相談しやすい環境整備を図るとともに、認知症に関する知識の普及や認知症ケアパスに基づく早期発見・支援等、認知症高齢者を支えるサービスの拡充を図っています。

この取り組みをより多くの市民に周知し、市民の方々に認知症の理解を深めてもらうことを目的とし、「日進市認知症地域支援シンボルマーク」を作成しました。

このシンボルマークは、市だけではなく、市民や介護サービス事業者・病院・薬局等で広くご活用いただき、認知症への理解を広げていきたいと考えています。市民や各事業者の皆様におかれましては、このシンボルマークの取り扱いをもとに、積極的にこのシンボルマークをご活用いただくようご協力をお願いいたします。

### ●認知症地域支援シンボルマークの取り扱い

#### ・認知症地域支援シンボルマークデザインコンセプト

認知症地域支援シンボルマークは、認知症の方と差し伸べられるやさしい手がハートの形を表し、その2つの間に日進市の頭文字の「N」の文字が入っています。デザインについては、市が協定を結んでいる名古屋学芸大学デザイン学科の学生に製作を依頼し、優秀な9作品の中から選ばれました。

#### ・権利の帰属

認知症地域支援シンボルマークについての一切の権利は、日進市に帰属します。

#### ・認知症地域支援シンボルマークの使用にあたって

認知症地域支援シンボルマークはどなたでも自由に使用（届出・申請等は不要）できますが、次の場合には使用できませんのでご注意ください。

- ② 法令又は公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- ③ 特定の政治活動若しくは宗教活動に利用し、若しくはその活動を支援し、若しくは支援しているような誤解を与え、又はそのおそれがあると認められるとき。
- ④ 自己の商標又は意匠として独占的に使用し、又は使用するおそれがあると認められるとき。
- ④ 市の信用又は品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあると認められるとき。
- ⑤ その他著しく不相当と認められるとき。

※認知症地域支援シンボルマークは、原則としてデジタルデータを使用いただき、イメージを損なわないように、正しい配置や指定のカラーで表示してください。

なお、デジタルデータにつきましては、日進市ホームページからダウンロードができます。

◎日進市ホームページ <http://www.city.nisshin.lg.jp>



日進市認知症地域支援シンボルマーク